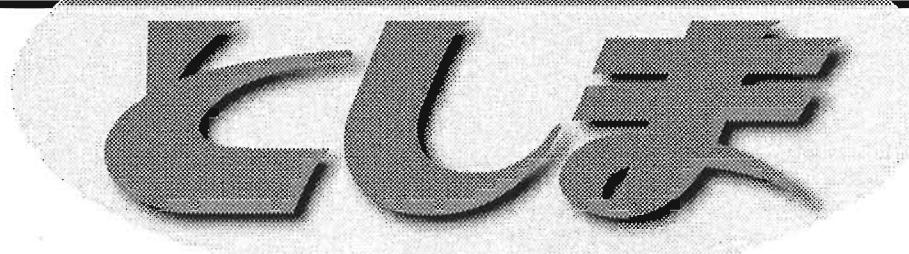


平成15年
(2003年) 12/15

No.1267 〈毎月5・15・25日発行〉

発行: 東京都豊島区
編集: 政策経営部広報課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
☎3981-1111 (代表)
ホームページ
http://www.city.toshima.tokyo.jp

広報



未来へ ひびきあう 人 まち・としま

日曜窓口を開設します

12月21日 午前10時～午後4時 区役所本庁舎1階
◇取扱業務…住民票、国民健康保険等
◇詳細…日曜窓口代表 ☎3981-1358

施設を様々な世代が交流する

「地域区民ひろば」に再編します



「地域区民ひろば」の再編イメージ

ことぶきの家(16)
児童館(22)・学童クラブ(25)
区民集会室(38)
社会教育会館等(6)
小・中学校地域開放施設

()内は現施設数

地域区民ひろば(23・小学校区単位)

- 「地域区民ひろば」の5つの機能
- ①いきいきひろば（高齢者の憩い・健康増進の場、各種教室、生活・健康相談）
 - ②子育てひろば（乳幼児の遊び場、保護者の相互交流）
 - ③活動ひろば（区民の自主的活動の拠点、見守り・子育て支援ネットワーク）
 - ④学習ひろば（生涯学習の場）
 - ⑤放課後対策（全児童クラブ等）

背景

これまでの施設整備は、いわゆる縦割りの施設体系に基づき

「(仮称)地域区民ひろば」構想

「公共施設の再構築・区有財産の活用」案（本紙12月5日号掲載）にある「(仮称)地域区民ひろば」構想についてご紹介します。この案については、パブリックコメント制度（※4面参照）に基づき区民の皆さんのご意見を募集していますが、この構想についてもご意見をお寄せください。案の全文は、企画課、区有財産活用担当課、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、広報課、区ホームページ（アドレスは上部欄外参照）で閲覧できます。

【詳細】企画担当係 ☎3981-4204、㈹3981-11021、Eメール kikakuka@city.toshima.tokyo.jp

目的

乳幼児から高齢者までの「世代を超えた交流の場」を創り、地域住民主体による自主的な活動や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

こうしたことから、素案の発表以降、「新基本構想」の策定（本年3月）、基本計画の策定に向けた「区民ワークショップ」からの提案（本年3月）、「区民と行政とのパートナーシップ会議」の提言（平成14年2月）など踏まえ、利用対象を限定しない新たな地域施設のあり方を「(仮称)地域区民ひろば」構想としてまとめました。

「地域区民ひろば」として再編する現行施設および機能

編する現行施設は「ことぶきの家」、「児童館」、「学童クラブ」、「区民集会室」、「社会教育会館等」および「小学校・中学校の地域開放施設」です。これらの施設を①いきいきひろば・②子育てひろば・③活動ひろば・④学習ひろば・⑤放課後対策の5つの機能をもつ「地域区民ひろば」として、位置付けます。

管理運営の主体

管理運営は、当面区で行いますが、将来的には、地域住民主体による自主管理に委ねます。自主管理の運営組織として、町会や青少年育成団体、子育て支援団体、ボランティア団体、NPO等の地域活動団体の代表者を構成員とする「運営協議会」を設立します。「運営協議会」は、「地域区民ひろば」との課題や事業実施について協議を行います。

基本単位

子どもや高齢者が歩いて行ける範囲である小学校区（通学区域）を再編の基本単位とします。親しみやすく、様々な世代の交流が行いやすい、地域に密着した単位です。

※平成18年度に終了する予定の「小中学校の適正化第一次整備計画」に基づき、区内の小学校区は23になります。

その後、区職員等の配置を段階的に減らし自主運営に移行します。自主運営に移行後も区担当部局を置き、引き続き「地域区民ひろば」と連携しながら地域振興を図ります。

事業の実施

地域住民の皆さんのが主導となり事業展開します。現在、児童館やことぶきの家などの各施設で行われている事業は、区民の要望を取り入れて実施します。

各事業の実施形態は、放課後対策を除き、基本的に福祉や生涯学習など各分野の担当部局から各「地域区民ひろば」に出向いて事業展開します。

事業の実施

地域住民の皆さんのが主導となり事業展開します。現在、児童館やことぶきの家などの各施設で行われている事業は、区民の要望を取り入れて実施します。

各事業の実施形態は、放課後対策を除き、基本的に福祉や生涯学習など各分野の担当部局から各「地域区民ひろば」に出向いて事業展開します。

その後、区職員等の配置を段階的に減らし自主運営に移行します。自主運営に移行後も区担当部局を置き、引き続き「地域区民ひろば」と連携しながら地域振興を図ります。

事業の実施

地域住民の皆さんのが主導となり事業展開します。現在、児童館やことぶきの家などの各施設で行われている事業は、区民の要望を取り入れて実施します。

各事業の実施形態は、放課後対策を除き、基本的に福祉や生涯学習など各分野の担当部局から各「地域区民ひろば」に出向いて事業展開します。



※「(仮称)地域区民広場」の表記を、今号から「(仮称)地域区民ひろば」に変更します。

各「地域区民ひろば」の管理運営が地域住民の自主運営に移行するためには、十分な準備が必要ですが、その間、自主運営員のほかに区職員等を配置して協議を行います。

施設等の開設状況 ◇詳細…総務係 ☎3981-4451

施設名		年末(まで)	年始(から)
区役所、区民事務所	※1	12月26日(金)	1月5日(月)
駒込		12月27日(土)	1月6日(火)
東池袋第一、池袋第三、目白第一		12月28日(日)	
西巣鴨、上池袋第二、東池袋第二、池袋第一、池袋本町第一、高田第一、南長崎第一、第二、要町第二、高松		12月25日(木)	1月5日(月)
巣鴨第一	※2		1月6日(火)
巣鴨第三、北大塚、上池袋第一、東池袋第三、第四、南池袋第一、第二、西池袋第二、池袋第二、池袋本町第二、第三、雑司が谷、高田第二、目白第二、長崎第四、第五、要町第一、南長崎第四、長崎第一、第三、要町第三、千川、上池袋コミュニティセンター		12月28日(日)	1月4日(日)
生活産業プラザ	※2		
図書情報コーナー(生活産業プラザ内)	※2	12月25日(木)	1月5日(月)
南池袋斎場		12月30日(火)	1月2日(金)
勤労福祉会館	※2	12月28日(日)	1月4日(日)
豊島清掃事務所		12月30日(火)	
豊島リサイクルセンター		12月28日(日)	1月6日(火)
エボック10(男女平等推進センター)		12月27日(土)	1月5日(月)
子ども家庭支援センター(東部・西部)		12月28日(日)	1月4日(日)
自転車保管所		12月31日(水)	
自転車駐車場			
高齢者福祉施設	高齢者福祉センター、ことぶきの家	12月25日(木)	
	高齢者在宅サービスセンター	12月27日(土)	1月5日(月)
心身障害者福祉施設	心身障害者福祉センター		1月6日(火)
	福祉作業所、生活実習所、就労支援センター		
保健福祉センター(中央・東部・西部)	※3	12月26日(金)	1月5日(月)
池袋保健所、長崎健康相談所			
児童館、区立保育園		12月27日(土)	
図書館		12月28日(日)	1月6日(火)
教育センター		12月26日(金)	
社会教育施設	社会教育会館、青年館	12月28日(日)	1月4日(日)
	郷土資料館、雑司が谷旧宣教師館	12月27日(土)	1月6日(火)
文化施設	豊島公会堂、豊島区民センター	※2	12月28日(日)
	南大塚ホール		1月4日(日)
体育施設	池袋スポーツセンター		1月2日(金)
	体育館、総合体育場、西巣鴨体育場、三芳グランド、ゲートボール場(豊島プール内)	12月28日(日)	1月4日(日)
	温水プール(巣鴨体育館、西池袋)		
	温水プール(雑司が谷体育馆)		12月21日(日)
	荒川野球場	※4	12月28日(日)
自白庭園、池袋の森、自白の森			3月1日(月)
土木事務所	公園管理事務所		1月4日(日)
	道路工事事務所		
	放置自転車対策事務所		
勤労者福祉サービスセンター	東池袋		
まちづくりセンター	染井、上池袋第一・第二	12月27日(土)	1月6日(火)

●秀山荘、猪苗代四季の里は休まず開館しています

※1 西部区民事務所の体育館・校庭など開放施設は年末12月28日(日)まで、年始1月4日(日)から

※2 受付抽選は1月5日(月)に行います

※3 介護に関する緊急のご相談は☎3965-3695、☎3981-3140、☎3986-0907、☎3984-6821、☎3986-3993、☎5961-3031

※4 2月29日(日)まで休業

年末年始の資源回収・ごみ収集日

収集曜日 日付	資源回収(奇数週)・ごみ(偶数週)						可燃ごみ			不燃ごみ		
	月地区	火地区	水地区	木地区	金地区	土地区	月・木地区	火・金地区	水・土地区	月地区	火地区	水地区
22日(月)	○最終											
23日(火)		○最終										
24日(水)			○最終							最終		
25日(木)				○最終						最終		
26日(金)					○最終					最終		
27日(土)						○最終			最終			最終
28日(日)							休み(繁華街収集地区除く)					
29日(月)	☆最終						最終			最終		
30日(火)		☆最終						最終		最終		
31日(水)												
1日(木)												
2日(金)												
3日(土)												
4日(日)			☆開始							開始		
5日(月)	○開始						開始			開始		
6日(火)		○開始						開始		開始		
7日(水)			○開始									
8日(木)				○開始								
9日(金)					○開始							
10日(土)						○開始						開始

※資源回収の奇数週の水~土曜日地区は12月17日から20日に行う回収が最終となります。

◆申込み方 ◆定員: 4時 1月20日(火)午前10時~午後等を、区長が区内の皆さんに直接お聞きします。より良い区政のためのご意見等を、区内の皆様に直接お聞きします。

◆相談係員: 10名(二人20分程度) ◆対象: 区役所本庁舎1階区民相談係員へ。区内在住の1~4歳児を対象としています。

◆内容をお知らせください。住所・氏名: 1月7日までテーマ以外の内容も可。

「こんなには一日区長室」
テーマ「教育・子育て」

●区役所本庁舎、巣鴨信用金庫	休止期間
●池袋図書館、目白図書館	12月29日(月)~1月5日(月)
●勤労福祉会館、駒込社会教育会館、西部区民事務所、千登世橋教育文化センター	1月4日(日)~1月5日(月)
●その他の施設	1月28日(日)~1月5日(月)
●勤労福祉会館、駒込社会教育会館、西部区民事務所、千登世橋教育文化センター	1月29日(月)~1月5日(月)

●年末年始の資源回収およびごみ収集日は左下表のとおりです。
〔繁華街収集地区を除く〕
※1月4日(日)は、水曜日地区を収集します。

◇家電・パソコンリサイクル	直接に粗大ごみ受付センターへ
◇パソコン: 直接に	ビ、冷蔵庫、洗濯機: 直接に
技術産業協会パソコン3R推進室へ	家電リサイクル受付センターへ
5 2 8 2 · 7 6 8 5	1月5日(月)から

・ 集 豊島清掃事務所 9 6 8 1
・ お願い 年末年始は収集時間が異なりますので、「ごみ」は午前8時まで、「資源」は午前8時30分までに出してください。また、資源、可燃ごみ・不燃ごみの年内最後の収集が終った後は、年始の収集まで資源やごみを出さないでください。

・ 詳細: 資源回収/計画事業係 3 9 8 1 · 1 6 0 1 , ごみ収集 4 4
・ 豊島清掃事務所 3 9 8 4
平成16年4月の開設に先立ち、入所者は先着順ではありません。入所は先着順ではありません。今後事業を開始する施設について、随時区民の皆さんへ紹介していきます。

・ ◇受付先: 医療法人社団「日成度会」100名(短期入所10名程度含む)、通所リハビリテーション一日当たり20名

平成16年度 今後の開設予定
●特別養護老人ホーム「(仮称)シオン」としま」 池袋1の4定員66名、5月開設
●介護老人保健施設「(仮称)安寿」/南池袋3の42定員92名※老人デイサービスセンター1、在宅介護支援センター1、特別養護老人ホーム/常時介護が必要で在宅での生活が困難な場合に入所する施設です。入所期間はおおむね3ヶ月です。

区内初の介護老人保健施設
施設が開設されます「池袋えびすの郷」
介護老人保健施設

会」池袋えびすの郷開設準備会 3 9 8 0 · 0 1 6 8 、月~金曜日
午前9時~午後5時
※介護老人保健施設と特別養護老人ホームの違い
介護老人保健施設/病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。入所期間はおおむね3ヶ月です。

まち・としま

痴ほう予防の
ファシリテーター
(実践指導者)

田中 都さん



「活動の場が広まって、ここに参加している皆さんのが中心となって次の場で活躍して欲しいです」

田中さんは子育てが一段落し、「何か人の役に立ちたい」と思っている矢先、偶然に読んだ新聞記事で痴ほう予防のファシリテーターの存在を知りました。現在 痴ほう予防活動グループのファシリテーターとして、週2回長崎健康相談所で活動しています。痴ほうを予防するには健康な段階から脳の機能を高めておくことが大切なので、そのためのプログラム（毎週月曜日／体操、金曜日／旅行の計画）を、持ち前の明るい人柄で指導しています。「プログラム参加者の多くは楽しみながら体操をし、実際にいくつもで旅行計画を立てていますよ。」と田中さんはメンバーの意欲を語ります。また「痴ほうになる前の人人が積極的に関わり、長く

続けていくことが大事です。」とこのプロジェクトの目標を語ってくれました。今後の課題は「ファシリテーターが増え、活躍の場が増えていくことです。」と、この活動そのものが社会全体に広がることを期待していました。

痴ほう予防のファシリテーター…平成11年から区が東京都老人総合研究所と共同で実施した長崎一・二丁目地区におけるモデル事業をもとに、平成14年4月から長崎健康相談所（当時長崎保健所）で痴ほう予防活動グループが発足。ファシリテーターとは実践指導者のことで、痴ほうになると最初に低下するとされている計画力や注意力等の脳機能を刺激して活性化させるためのプログラムを指導している。現在巣鴨分室での活動も含め、区内では3名が活躍している。

そこで、医療機関に支払われる医療費の総額を知つていただきたい。世帯主へお知らせしています。通知書は12月中旬に発送します。この通知書は9月に診療を受けた内容を、加入者の方が診療を受けた内容を、加入者の方へお届けします。この制度は毎年度（7月～翌年6月）ごとに申請が必要です。年金手帳と印鑑を持参し、相談受付をしてください。

なお、老人保健法の対象の方には、医療費が3千円以下の方には、

考え方
みんなの医療費
国民健康保険9月分の
医療費をお知らせします

国民健康保険で医療機関にかかるとき、医療費総額の約3割は自分で支払いますが、残りの7割は、区が医療機関に支払っています。

そこで、医療機関に支払われる医療費の総額を知つていただきたい。世帯主へお知らせしています。通知書は12月中旬に発送します。この通知書は9月に診療を受けた内容を、加入者の方が診療を受けた内容を、加入者の方へお届けします。この制度は毎年度（7月～翌年6月）ごとに申請が必要です。年金手帳と印鑑を持参し、相談受付（全額・半額）が免除される「保険料免除制度」があります。

失業した方や平成14年中の収入が少ない世帯の方は、申請し、承認を受けることで保険料の納付（全額・半額）が免除されます。この通知書は9月に診療を受けた内容を確認していただくことで、手続きなどの必要はありません。

※納付の免除は申請のあつた月

◇対象…どなたでも（現在利用している方も含む）※団体・法人は不可。
◇期間…平成16年4月1日～平成17年3月31日
◇費用…下表のとおり
◇申込み…自転車駐車場（無人の施設を除く）にある申請用紙に必要な事項を記入し、はがき（返信先を記入）を添えて、1月31日までに駐車場の申請書投函箱へ※応募は本人のみ。各駐車場一人1通1台のみ。応募者多数の場合は抽選。
◇詳細…自転車対策係 ☎3984-847

定期利用者を募集します

駅	駐輪施設	所 在 地	開業時間	自 転 車		原動機付自転車(50cc)		単位：円		
				区内居住者		区外居住者		区内居住者		
				一般	学生	一般	学生	一般	学生	
駒込	駒込駅北	駒込2-2-2	午前6時～深夜0時	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500
	巣鴨駅北	巣鴨2-7-11		2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500
	巣鴨駅南	巣鴨1-13		2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500
池袋	巣鴨駅第3	巣鴨2-9	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500
	池袋駅西	西池袋3-20-1	午前6時～深夜0時	1,250	650	1,500	750			
	池袋駅北	池袋1-4-20	午前6時～深夜1時	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500
目白	池袋駅東	東池袋1-50-23	午前4時～深夜1時30分	2,500	1,250	3,000	1,500			
	目白駅東	目白1-4-1	午前6時～深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500			
	目白駅西	目白3-4-3	午前6時～深夜0時	2,500	1,250	3,000	1,500			
要町	目白駅北	目白3-16	午前6時～深夜0時	2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500
	要町駅南	要町1-4-11	午前6時～深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500			
	要町駅北	要町1-10-8	24時間	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500
千川	千川駅南	千川3-9-16	午前6時～深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500			
	千川駅北第一	千川3-44-8	午前6時～深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500
	千川駅西	千川3-22-11	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100			
落合	千川駅北第二	千川3-55	午前6時～深夜0時15分	2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500
	南長崎	南長崎4-13-5	午前5時～深夜1時15分	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500
	西巣鴨	西巣鴨駅3-26-1-213	午前6時～深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500			

※利用料金は、減額免除できる場合があります。
※巣鴨駅北自転車駐車場は立体機械式のため、新規申込みは事前に自転車の規格審査があります。

今回は通知しません。

◇詳細…国保給付係 ☎3981-1297

出産育児一時金・葬祭費を支給しています

赤ちゃんが産まれたとき
赤ちゃんが産まれたとき

国保加入者が出産した場合は、
出生児一人に付き35万円を支給

します。妊娠4か月（85日）以上
であれば、死産・流産でも支

給します。
※出産者本人が社会保険を離脱し、
国保に加入後6か月以内に出生した場合は、支給されないことがあります。

◇申請に必要なもの…①保険証
②母子健康手帳③朱肉を使う印鑑④振込印鑑の分かるもの（郵便局は不可）

※死産・流産の場合は、医師の証明が必要です。海外出産の場合、
合は、状況により別途必要なものがあります。

葬儀を行った方に対する、葬祭費7万円を支給します。

◇申請に必要なもの…①保険証
②朱肉を使う印鑑③「葬儀代金」等と記入された領収書原本

④振込印鑑の分かるもの（郵便局は不可）

※死亡したとき

葬儀を行つた方に対する、葬祭費7万円を支給します。

◇申請に必要なもの…①保険証
②朱肉を使う印鑑③「葬儀代金」等と記入された領収書原本

④振込印鑑の分かるもの（郵便局は不可）

※死亡したとき

葬儀を行つた方に対する、葬祭費7万円を支給します。

◇詳細…年金給付係 ☎3981-1954

国民年金特別窓口を開設します

12月21日(日) 午前10時～午後4時
社会保険事務所が、区役所本

院舎2階に特別に開設します。

保険料の納付（平成13年11月分から）の保険料（年金給付係）・相談を受け付けます。

の前月から対象になります。

12月までに手続きをした場合、
申請した月の前々月までは保険料の納付が必要です。

また、学生の方には「学生納付特例制度」があります。学生証（一部対象とならない学校もあり）を持参し、相談・申請をしてください。

12月22日(月)は
「ふれあい入浴デー」（ゆず湯）

区内在住の65歳以上の方と小学生までの子どもは、無料で入浴できます。

◇実施浴場…区内普通公衆浴場

◇実施時間…浴場営業開始時間～午後9時

◇利用方法…各浴場窓口で「ふれあい入浴デー」を利用する

とを申し出してください。

※区内在住の65歳以上の方は毎月26日（ふろの日）も無料入浴ができます。

◇詳細…いきがい係 ☎3981-1734

「豊島区介護保険事業推進会議」を開催します

12月21日(木) 午後2時から
区役所本庁舎※傍聴可。

◇詳細…介護保険課管理係 ☎3981-1942

「21世紀の学校づくり懇話会」を開催します

12月18日(木) 午後6時から
区役所本庁舎※傍聴可。

◇詳細…教育改革担当係 ☎3981-1942

「豊島区地域省エネルギー・ビギンソン策定委員会」(第4回)を開催します

12月18日(木) 午後2時から
生活産業プラザ

※傍聴可。希望する方は事前に当係へ。

◇詳細…環境計画担当係 ☎3981-2690

「男女共同参画推進条例」制定記念事業「模擬議会」の傍聴者を募集します

◇開催日等…1月17日(土) 午後1時30分～3時30分
区議会議場

◇定員…50名※保育あり（2歳以上の未就学児・要予約）
申込み・詳細…12月27日までに男女平等推進センター※応募者多数の場合は抽選。

福社

12月22日(月)は
「ふれあい入浴デー」（ゆず湯）

区内在住の65歳以上の方と小学生までの子どもは、無料で入浴できます。

◇実施浴場…区内普通公衆浴場

◇実施時間…浴場営業開始時間～午後9時

◇利用方法…各浴場窓口で「ふれあい入

④原則として2年以上改定して算定率を定める。また、施設により乖離が見られる場合には、改定率1.5倍の範囲内で、激減緩和を考慮し改定率を定める。

①利用する者と利用しない者の負担の公平を図る観点から見直しを行う。
②施設を経常的に維持管理するための経費を対象経費(以下「施設コスト」という)とし、これを受益者負担(使用料収入)により傭うこととする。
③使用料収入(減免分は換算して算定)と施設コストの間に乖離が見られる場合には、改定率1.5倍の範囲内で、激減緩和を考

平成12年10月の料金改定後3年が経過することから、施設使用料の見直しを検討した。

見直しの基本的考え方

施設使用料

報告の概要

施設使用料および手数料は、受益者負担の適正化を図る観点から適時適切な見直しが必要です。

豊島区は「豊島区行政改革大綱」(昭和60年10月策定)により3年ごとに見直しています。

区では検討会議を設け、見直しを検討し、改定案を「報告書」としてまとめました。

この内容について、パブリックコメント制度(※)に基づき区民の皆さんのご意見をお聴きします。

■詳細…財政係 3981-4205、Eメール zaiseika@city.toshima.tokyo.jp

ご意見をお寄せください

改定案をまとめました

施設使用料・手数料の

負担の原則

手数料

手数料は「特定の者のためにする事務に要する経費の対価として徴収するもの」であることから、受益者がその事務に要した経費全額を負担することを原則とする。

前記の積算基準による原価負担率を基に、政策的な配慮、都

区間の関連性を加味し、さらに、

件数の少ない手数料はコスト精

査が必要であり、これらを踏ま

えて、(表4)のとおり27件の

手数料を改定する。

②改定すべき手数料

改定すべき手数料

交付、その他に区分し、手数料額の手数料を算出する処理手順、処理時間の明確化を図る。

改定の必要性

①コストと料額の乖離調査の結果、全体の42.3%にあたる132件の手数料が、原価負担率95%未満となっている。

また使用料の「報告書」について、使用料の改定を予定する施設でも閲覧できます。

「報告書」の全文は、財

政課、区民事務所、広報

課、区ホームページ(アド

レス1面上部欄外参照)で

閲覧できます。

改定の必要性

改定すべき手数料

</div

表1 施設別のコストと使用料収入の状況

グループ名 施設名	施設コスト			使用料収入			乖離状況 ③/⑥	改定率 (案)
	人件費 ①	消費的支出 ②	計 ③=①+②	施設使用料 設備使用料 ④	減免分の 収入換算額 ⑤	計 ⑥=④+⑤		
広域的集会施設	66,484	215,733	282,217	160,548	38,918	199,466	1.41倍	1.2倍
区民センター	10,970	59,769	70,739	65,586	16,054	81,640	0.87倍	
豊島公会堂	10,857	53,140	63,997	22,298	7,420	29,718	2.15倍	
南大塚ホール	9,161	37,396	46,557	13,670	1,540	15,210	3.06倍	
勤労福祉会館	22,334	50,032	72,366	44,705	2,974	47,679	1.52倍	
生活産業プラザ	11,432	10,102	21,534	13,079	8,681	21,760	0.99倍	
男女平等推進センター	1,730	5,294	7,024	1,210	2,249	3,459	2.03倍	
地域的集会施設	142,330	200,613	342,943	50,101	28,991	79,092	4.34倍	1.2倍
社会教育会館・青年館	88,966	95,700	184,666	30,795	25,350	56,145	3.29倍	
区民集会室・上池袋 コミュニティセンター	53,364	104,913	158,277	19,306	3,641	22,947	6.90倍	
目白庭園(赤鳥居)	7,177	7,457	14,634	3,528	251	3,779	3.87倍	1.2倍
南池袋蕪場(式場・和室)	11,315	14,665	25,980	17,499	0	17,499	1.48倍	1.2倍
宿泊施設	22,161	224,257	246,418	72,594	19,661	92,255	2.67倍	見送り
秀山荘	10,381	119,929	130,310	34,514	7,351	41,865	3.11倍	
四季の里	11,780	104,328	116,108	38,080	12,310	50,390	2.30倍	
体育施設	95,744	370,093	465,837	198,089	59,131	257,220	1.81倍	1.2倍
豊島体育館	19,429	31,994	51,423	11,743	6,336	18,079	2.84倍	
巣鴨体育館	9,080	47,566	56,646	27,592	4,046	31,638	1.79倍	
雑司が谷体育館	18,946	53,402	72,348	24,059	2,803	26,862	2.69倍	
総合体育場	21,050	24,459	45,509	16,413	4,581	20,994	2.17倍	
三芳グランド	13,553	30,195	43,748	8,855	738	9,593	4.56倍	
西池袋温水プール	8,084	55,170	63,254	22,126	9,367	31,493	2.01倍	
西巣鴨体育場	5,602	3,643	9,245	3,857	99	3,956	2.34倍	
池袋スポーツセンター	0	123,664	123,664	83,444	31,161	114,605	1.08倍	
自転車駐車場	17,302	160,739	178,041	168,376	196	168,572	1.06倍	
学童クラブ	450,657	71,923	522,580	27,962	7,862	35,824	14.59倍	
幼稚園	108,002	13,294	121,296	9,618	648	10,266	11.82倍	
計	921,172	1,278,774	2,199,946	708,315	155,658	863,973	2.55倍	

表2 現行料金と改定料金の比較(主な施設のみを掲載)

施設名	利用区分	現行料金	改定後料金	改定差額	施設名	利用区分	現行料金	改定後料金	改定差額
総合展示場	午前	15,500	18,600	3,100	会議室1	午前	500	600	100
	午後	23,000	27,600	4,600		午後・夜間	500	600	100
	夜間	28,900	34,700	5,800		全日	1,500	1,800	300
	全日	60,700	72,800	12,100		午前	1,000	1,200	200
文化ホール	午前	19,400	23,300	3,900	会議室2	午後・夜間	1,500	1,800	300
	午後	30,800	37,000	6,200		全日	4,000	4,800	800
	夜間	38,500	46,200	7,700		午前	500	600	100
	全日	79,900	95,900	16,000		午後・夜間	1,000	1,200	200
和室	午前	4,800	5,800	1,000	和室	全日	2,500	3,000	500
	午後	6,600	7,900	1,300		午前	2時間	500	600
	夜間	9,100	10,900	1,800		貸切	1コース(2時間)	2,400	2,900
	全日	18,500	22,200	3,700		個人	1回2時間	500	600
音楽室兼映写室	午前	7,800	9,400	1,600	スタジオ	個人	2時間	500	600
	午後	11,600	13,900	2,300		全面	1時間	1,000	1,200
	夜間	15,500	18,600	3,100		個人	2時間	300	400
	全日	31,400	37,700	6,300		貸切	1時間	1,000	1,200
第1会議室	午前	1,900	2,300	400	武道場	午前	900	1,100	200
	午後	2,800	3,400	600		午後・夜間	1,300	1,600	300
	夜間	3,700	4,400	700		全日	3,200	3,800	600
	全日	7,600	9,100	1,500		午前	900	1,100	200
第2会議室	午前	5,000	6,000	1,000	多目的ホール	午後・夜間	4,100	4,900	800
	午後	7,000	8,400	1,400		全日	10,100	12,100	2,000
	夜間	8,800	10,600	1,800		午前	3,000	3,600	600
	全日	18,700	22,400	3,700		午後・夜間	4,100	4,900	800
第3・4・5会議室	午前	3,700	4,400	700		全日	10,100	12,100	2,000
	午後	5,000	6,000	1,000		午前	3,000	3,600	600
	夜間	6,100	7,300	1,200		午後・夜間	4,100	4,900	800
	全日	13,400	16,100	2,700		全日	10,100	12,100	2,000
第6・7会議室	午前	2,600	3,100	500	施設の登録団体等が施設を利用するときは25%減額				
	午後	3,600	4,300	700					
	夜間	4,800	5,800	1,000					
	全日	10,000	12,000	2,000					
※利点利用の場合は100%割増 土・日曜日、祝日は25%割増									

※これ以外にも表1「改定率(案)」欄で1.2倍と表示されている施設を改定します。

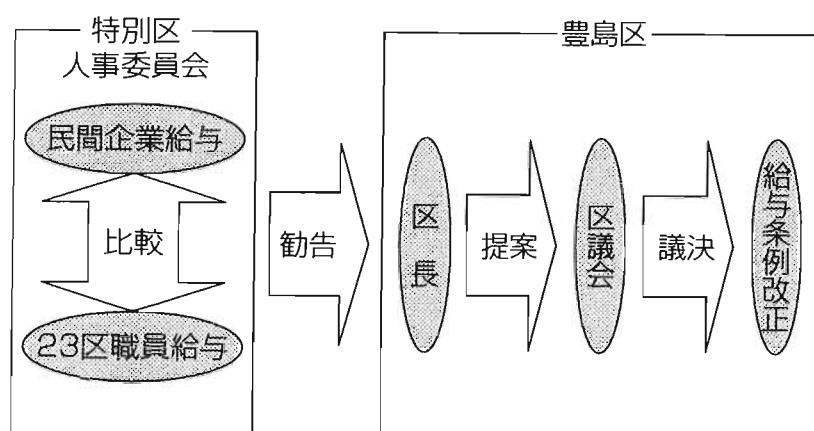
各施設のコストと使用料	●施設コストおよび使用料収入の算定方法
設は(表1)の施設および行政財産の目的外使用施設とする。	①施設コストおよび使用料収入の算定方法
ない施設を対象に調査し、3年ごとに見直す。今回の対象施設は	

Q 職員の給与はどうやって決めるのですか。

A 23区では、法律に基づき設置された特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与などを調査し、民間企業の実態と合うように、区に対して給与の改定を勧告します。区では、この勧告に基づき、区民の代表である区議会の審議、議決を経て、給与を決定します。このため、職員の給与は、民間企業の給与水準を適正に反映するものとなっています。

今年の人事委員会勧告は、給与の平均0.79%引下げ、期末手当（ボーナス）の5年連続引下げなどの内容でした。

図1 給与決定の仕組み



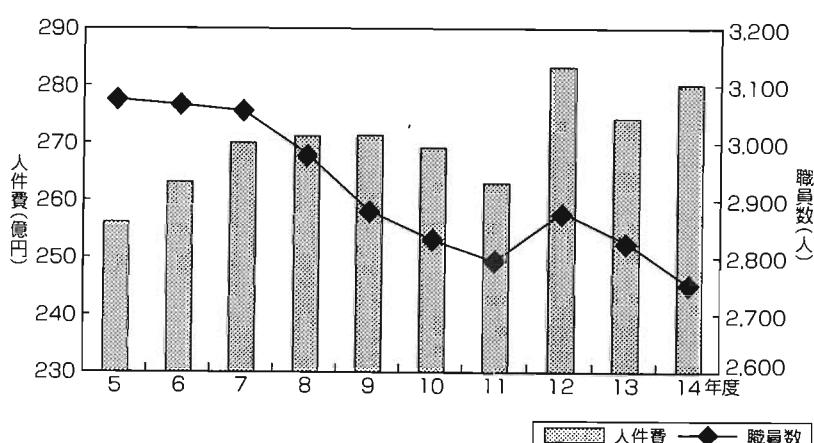
Q 人件費は減っていますか。

A 区は、事務事業の見直しによる職員数の削減、人事委員会勧告に基づく給料の減額、期末手当の引下げなど、積極的に人件費の抑制に努めています。

平成15年11月には、全国の区市町村で初めて名誉昇給制度を見直し、殉職などの場合を除いて、名誉昇給を廃止しました。

区の人件費は、平成12年4月に清掃事業等が都から区に移管されたことにより一時的に増えましたが、全般的には減少傾向となっています。

図2 人件費と職員数の推移



定員の状況

部門別職員数

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成14年度	平成15年度		
一般行政	2,276人	2,217人	△59人	—
議会	17人	17人	0人	—
総務	390人	384人	△6人	業務委託、事務事業執行体制の見直しほか
税務	87人	86人	△1人	事務事業執行体制の見直し
民生	1,146人	1,113人	△33人	ことぶきの家・児童館の非常勤職員活用、用務職の再雇用職員等活用ほか
衛生	363人	351人	△12人	清掃事業執行体制の見直し
労働	2人	0人	△2人	外郭団体派遣職員の引揚げ
商工	17人	21人	4人	商工担当部の新設
土木	254人	245人	△9人	建築事業執行体制の見直し、再雇用職員等活用ほか
特別行政(教育)	363人	321人	△42人	図書館受付業務委託、調理・用務職の再雇用職員等活用ほか
公営企業等	117人	116人	△1人	介護保険事務の再雇用職員等活用
合計	2,756人	2,654人	△102人	—

職員数は、一般職に属する職員数で、休職者および派遣職員（特別区の一部事務組合への派遣など地方自治法上の派遣職員は除く。平成14年度16人、平成15年度18人）等を含み、非常勤職員および臨時職員を除きます。

新定員適正化計画の数値目標

計画年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
定員適正化目標	55人	65人	70人	60人	250人

財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。

定員適正化目標

区は、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるために、次にわたり行財政改革を実施し、簡素で効率的な組織運営と定員の適正化を進めています。

定員の適正化については、「新定員適正化計画」などにより、平成8～15年度の間に590人（平成12年度の都区制度改革に伴う事務移管による増員192人を除く）の実績となっています。今後も、さらに簡素で効率的な組織運営と定員の適正管理に努めていきます。

定員適正化計画の進捗状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
	減員	△145人	△96人	△330人
一般行政	減員	△145人	△96人	△330人
議会	増員	29	30	144
総務	差引	△116	△11	△186
税務	職員数	2,287	2,276	2,217
民生	減員	△1	0	△1
衛生	増員	0	1	0
労働	差引	△1	1	0
商工	職員数	16	17	17
土木	減員	△12	△13	△39
特別行政(教育)	増員	5	23	36
公営企業等	差引	△7	10	△3
合計	職員数	380	390	384
定員適正化目標	減員	0	0	△1
新定員適正化計画の数値目標	増員	1	4	5
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	差引	1	4	4
定員適正化目標	職員数	83	87	86
新定員適正化計画の数値目標	減員	△117	△54	△209
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	増員	11	48	64
定員適正化目標	差引	△106	△6	△145
新定員適正化計画の数値目標	職員数	1,152	1,146	1,113
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	減員	△6	△13	△34
定員適正化目標	増員	4	2	9
新定員適正化計画の数値目標	差引	△2	△11	△25
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	職員数	374	363	351
定員適正化目標	減員	0	△1	△2
新定員適正化計画の数値目標	増員	0	1	1
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	差引	0	0	△2
定員適正化目標	職員数	2	2	0
新定員適正化計画の数値目標	減員	△1	0	△1
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	増員	1	0	5
定員適正化目標	差引	0	0	4
新定員適正化計画の数値目標	職員数	17	17	21
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	減員	△8	△15	△41
定員適正化目標	増員	7	6	22
新定員適正化計画の数値目標	差引	△1	△9	△19
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	職員数	263	254	245
定員適正化目標	減員	△38	△39	△120
新定員適正化計画の数値目標	増員	5	0	6
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	差引	△33	△39	△114
定員適正化目標	職員数	402	363	321
新定員適正化計画の数値目標	減員	0	△77	△3
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	増員	77	56	135
定員適正化目標	差引	77	△21	55
新定員適正化計画の数値目標	職員数	138	117	116
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	減員	△183	△212	△530
定員適正化目標	増員	111	141	285
新定員適正化計画の数値目標	差引	△72	△71	△102
財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目指しています。	職員数	2,827	2,756	2,654

職員の給与についてお答えします



区は厳しい財政状況の中、職員一丸となって、区民サービスの維持、向上に努めています。区民の皆さんに、一層のご理解をいただくため、職員の給与と定員管理の状況について、皆さんの疑問にお答えします。

◆詳細…給与係 ☎3981-4512

Q 区民サービス向上のために何かしていますか。

A 豊島区では、平成15年4月1日現在、2,654人の職員が、区民生活に密着した様々な仕事をしています。正規の勤務時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分ですが、平日に来庁できない方のための日曜窓口の開設や、保育園の延長・夜間保育の実施など、区民サービスの充実を図っています。

また、民間企業体験研修(写真)を行うとともに、ワンランク上のサービスを目指す接遇向上運動「特上接客としまく」を実施するなど、区民の皆さんに信頼される職員の育成に努めています。



甘味処での店頭販売



ロビーサービス

給与の状況

人件費

区分	歳出額	各年度決算	
		人件費	比率
平成14年度	905億円	278億円	30.7%
平成13年度	1,022億円	274億円	26.8%

職員給与費

給料	期末・勤勉手当	平成15年度一般会計当初予算	
		その他の手当	合計
113億円	52億円	29億円	195億円

職員給与費は、人件費から退職手当、特別職(区長、議員など)の給料等、社会保険料の事業主負担分などを除いたものです。1人当たり給与費は、751万円です。
※端数処理のため、合計は一致していません。

平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

区分	平均給料月額	平成15年4月1日現在	
		平均給与月額	平均年齢
一般行政職	367,051円	478,739円	43歳10月
技能労務職	349,641円	446,035円	47歳7月

給与は、基本給である給料に、諸手当(期末・勤勉手当、退職手当などを除く)を加えたものです。国の給与との比較の指標として、ラスバイレス指数というものがありますが、それによると、平成14年4月1日現在の区の給与は、国の給与の1.02倍となっています。

一般行政職の初任給

区分	豊島区		国	
	初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
大学卒	180,900円	204,500円	I種180,900円 II種171,500円	I種200,200円 II種185,600円
高校卒	144,900円	154,300円	139,500円	149,200円

一般行政職の経験年数別平均給料月額

区分	経験10年	経験15年	経験20年	平成15年4月1日現在	
				大学卒	高校卒
	283,281円	335,760円	393,243円		
	231,600円	278,856円	326,470円		

一般行政職の級別職員数

区分	職員数	構成比	平成15年4月1日現在	
			1年前	5年前
10級	1人	0.1%	0.2%	0.3%
9級	19人	1.5%	1.4%	1.0%
8級	10人	0.8%	1.1%	0.4%
7級	41人	3.3%	3.1%	2.0%
6級	143人	11.6%	11.8%	7.3%
5級	381人	30.9%	31.4%	28.6%
4級	384人	31.1%	29.2%	27.3%
3級	208人	16.8%	18.5%	30.1%
2級	35人	2.8%	1.5%	2.0%
1級	13人	1.1%	1.7%	1.0%
合計	1,235人	100.0%	100.0%	100.0%

※端数処理のため、合計は一致していません。

一般行政職の昇給期間短縮

区分	職員数	昇給期間短縮者数	比率
平成14年度	1,235人	479人	38.8%
平成13年度	1,266人	335人	26.5%

昇給期間短縮は、普通昇給期間12月を短縮して昇給させる措置で、勤務成績が特に良好な場合の特別昇給、昇任時の特別昇給などがあります。

主な手当

平成15年4月1日現在

区分	豊島区	国
扶養手当	配偶者 16,200円 その他2人目まで 5,500円 3人目から 4,000円 16～22歳の子に加算 4,000円	配偶者 14,000円 その他2人目まで 6,000円 3人目から 5,000円 16～22歳の子に加算 5,000円
住居手当	扶養親族あり 8,800円 扶養親族なし 8,300円	支給限度額 27,000円
通勤手当	支給限度額 45,500円	支給限度額 50,000円
調整手当	給料・扶養手当等の12% 1人当たり平均支給月額 44,030円	給料・扶養手当等の0～12%
特殊勤務手当	支給職員の割合 46.1% 1人当たり平均支給月額 7,358円	—
時間外勤務手当	1人当たり平均支給月額 32,581円	—
期末・勤勉手当	給料・扶養手当等の4.65月分 (6ヶ月期 2.05月分) (12ヶ月期 2.10月分) (3ヶ月期 0.50月分)	給料・扶養手当等の4.65月分 (6ヶ月期 2.25月分) (12ヶ月期 2.40月分)
退職手当	自己都合 定年退職等 勤続20年 24.25月 38.00月 勤続25年 32.50月 50.00月 最高限度 50.00月 62.70月 1人当たり 平均支給額 542万円 2,662万円	自己都合 定年退職等 勤続20年 21.00月 28.875月 勤続25年 33.75月 44.55月 最高限度 60.00月 62.70月

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、特殊等の勤務に従事する職員に支給される手当で、支給額順に、①交替制勤務者等特殊業務手当②清掃業務従事職員特殊勤務手当③福祉事務所等業務手当などがあります。

特別職の給料等

平成15年4月1日現在

区分	給料等月額	期末手当
区長	1,038,000円	
助役	882,000円	
収入役	773,000円	
議長	882,000円	
副議長	773,000円	
議員	598,000円	

特別職の給料等は、平成15年4月から、区長10%、助役・議長5%、収入役・副議長3%、議員1.8%などの引下げを実施しています。

イベント情報

費用の記載がない事業は無料です

市役所ロビーコンサート「弦楽トリオ」

12月17日(金) 午後0時15~45分 区役所本庁舎◇演奏／東京音楽大学
◇詳細…文化芸術係 ☎3981-1270

湯~友~タイム

①12月19日(金) 午後2~3時 朝日湯(池袋3-21-9)
②12月19日(金) 午後2時30分~3時30分 月見湯(東池袋2-22-8)

ともに区内在住の65歳以上の方◇脱衣場でのストレッチ体操。

◇詳細…いきがい係 ☎3981-1734

2004としま「成人の日」のつどい

1月12日(金) 午後1時から 東京芸術劇場大ホール◇音楽成人式◇指揮／山岡重信、演奏／豊島区管弦楽団、オルガニスト／伊藤純子、司会／日々野真理◇昭和58年4月2日~昭和59年4月1日生まれの区内在住の方(案内状は12月中旬に発送)一般の方も入場できます。往復はがき(はがき記入例参照)で、12月24日(必着)までに「生涯学習課管理係」(あて先上記欄外参照)へ。

◇詳細…当係 ☎3981-1188

スポーツ



◆第23回区民グランドゴルフ新春大会

1月12日(金) 正午~午後4時 総合体育場◇区内在住、在勤、在学の方とその家族(小学5年生以上)◇500円(保険料等)※運動できる服装・運動靴を持参。用具の貸出もあり◇主催／レクリエーション協会、後援／教育委員会◇申込み・詳細…1月9日までに当協会 中村 ☎3918-1014、スポーツ振興係 ☎3981-1334

◆池袋スポーツセンター

健康づくり教室

①火・木曜日教室

1月22日(木)~3月16日(火) (全16回)
午前11時~午後0時30分

②水・金曜日教室

1月21日(水)~3月17日(木) (全16回)
午後2時15分~3時45分

ともに◇ステップ台やバランスボール等を使用した運動◇区内在住、在勤の方※現在治療中の方は主治医の許可が必要◇各30名◇3,200円(別途施設使用料が必要、1回につき500円)◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、12月24日(必着)までに「〒170-0012 上池袋2-5-1 池袋スポーツセンター」へ※1人1コースのみ。はがき持参で窓口申込みも可。先着順。

◇詳細…当センター ☎5974-7262

◆第51回区民駅伝大会

1月25日(日) 午前10時発走 皇居・桜田門周回コース(一人1周約5km、女子の部・中学生の部は半周)※地下鉄有楽町線桜田門駅下車◇①一般男子、女子の部(高校生・大学生を含む)②壮年男子の部(40歳以上)③男女混成の部④中学生男子、女子の部※競技者1チーム5人、女子の部と中学生の部は6人◇区内在住、在勤、在学の方(学連登録者を除く)◇1チーム2,500円(中学生の部2,000円)◇申込み…1月16日までに参加費を添えて、スポーツ振興課へ。

費用の記載がない事業は無料です

健康

費用の記載がない事業は無料です

◆インフルエンザの予防接種をするときは事前に医療機関に確認してください

既に65歳以上の方に接種の案内をしましたが、現在一部の医療機関でワクチンが不足しています。厚生労働省によると、全国的には供給量は確保されているとのことですですが、接種する方は事前に医療機関に確認後受診してください。

◇詳細…池袋保健所健康推進課 ☎3987-4172、長崎健康相談所 ☎3957-1191



◆犬の飼い主の皆さんへ

犬のふん尿や無駄吠え、放し飼いについての苦情が増えています。

マナーを守り、他人に迷惑をかけないよう注意しましょう。

犬の管理のポイント

①敷地内で飼養し、犬や犬舎の内外をいつも清潔にしましょう。

②食事は時間を決めて与えましょう。

③毎日、散歩をさせましょう。

●放し飼いは禁止されています。必ず引き綱を付けてください。

●ふん尿は散歩の前にさせるか、ビニール袋、水などを持参して必ず後始末をしましょう。

◇詳細…池袋保健所生活衛生課 ☎3987-4175

年末年始(12月28日~1月5日)

の休日診療

～健康保険証を忘れずに

健康保険証は、必ずお持ちください。忘れるとき、全額自己負担となります。

〈内科・小児科〉

池袋休日診療所(東池袋1-20-9)

池袋保健所6階 午前9時~午後9時30分 ☎3982-0198

巣鴨休日診療所(巣鴨4-22-17)

保健福祉部巣鴨分室(内) 午前9時~午後5時 ☎3949-6561

長崎休日診療所(長崎2-27-18)

午前9時~午後5時 ☎3959-3385

〈歯科〉(電話予約制)

池袋歯科休日応急診療所(東池袋1-20-9)

池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内 午前9時~午後4時30分 ☎5985-5577

〈眼科・耳鼻咽喉科など〉

東京都保健医療情報センター

①医療機関案内サービス

「ひまわり」

☎5272-0303(24時間受付)

②インターネットでの医療機関案内

●パソコンから

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

●携帯電話から

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

③外国語(英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語で対応)による医療情報サービス ☎5285-8181

(毎日午前9時~午後8時)

東京消防庁災害救急情報センター

テレホンサービス

24時間医療機関の案内

☎3212-2323

◇詳細…地域保健課管理係 ☎3987-4203

年末年始の食品衛生管理には十分気を配りましょう

●食中毒は夏に発生するものと思いつがちですが、近年、冬に発生する食中毒が増加しています。家庭でも、暖房設備の発達により室温が高くなつたため、食中毒を引き起こす細菌が繁殖するのに十分な条件になります。

●年末年始はおせち料理や食材の買いためをしがちです。最近は、三が日でも営業しているお店が多くなっていますので、傷みやすい食品は必要な量だけ買いましょう。

●料理を作るときは、なるべく食べられる分だけを作りましょう。

●お重に入れたおせち料理は、出したままになります。かまぼこ、伊達巻、刺身など傷みやすい食品は、ほかの料理と区別し、冷蔵庫で保管しましょう。

●冷蔵庫は詰め過ぎないように注意し、ドアを開けっ放しにしないように気をつけましょう。

●調理済みの食品は、ラップに包むかふた付きの容器に入れ、食材からの二次汚染を防ぎましょう。

●毎年のように、ふぐの素人料理による食中毒が発生しています。大変危険ですので、絶対にやめましょう。

◇詳細…池袋保健所生活衛生課 ☎3987-4177

伐・下草刈など◇応募資格…区内在住、在勤の方◇申込み…はがき(はがき記入例参照)で、「〒368-8686 秩父市熊木町8-15 秩父市農林課内 まちとむらの交流実行委員会事務局」へ※受付中。

◇詳細…当事務局 ☎0494-25-5210

官公署だより

●豊島都税事務所

年末年始の都税の窓口案内

都税事務所・自動車税事務所での年末における都税の申告や納税、各種証明などの事務の取扱いは、12月26日(金)までとなります。新年の業務は、1月5日(月)から始まります。休み中の申告書、申請書の受付は、都税事務所に備え付けの「申告書受箱」をご利用ください。

◇詳細…当所 ☎3981-1211

●秩父市

「農業・林業体験ワーキングホリデー」の参加者を募集します

◇実施時期…随時(原則日帰り)◇体験内容…野菜の根付け・収穫、枝打ち・間

はがき記入例

【はがきの裏】

- ①事業またはイベント名
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。